

平成 26 年 10 月 6 日

部 ・ 課 長 各位

羽 村 市 長 並 木 心

平 成 27 年 度 予 算 編 成 方 針

1 国・東京都の動き

国では、平成 27 年度予算を、「中期財政計画」に沿って、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついたものとするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除するとともに、予算の重点化を進めるため、地方の創生と人口減少の克服に向けた取組等の諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置するものとしている。

これを踏まえ、平成 27 年度予算の概算要求にあたっては、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための精査を行い、前年度を上回る効率化を行うこととしている。

東京都では、「平成 27 年度予算の見積り」に関する副知事通達において、オリンピック・パラリンピックへの万全の準備をはじめ、新たに策定する「東京都長期ビジョン(仮称)」を基軸として、急速に進行する少子高齢化、首都直下地震等を想定した防災対策、都市活力を支える経済対策など、多岐にわたる課題に対しスピード感を持って積極果敢に取組んでいくため、平成 27 年度予算を、「オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備を加速させ、『世界一の都市、東京』実現に向けた取組を軌道に乗せる予算」と位置づけ、「都政が直面する喫緊の諸課題に対して、迅速かつ的確に対応するとともに、世界の大都市のモデルとなる新たな都市像の構築に向けた、将来を見据えた重要課題に対しては、戦略性を持って重点的な取組を積極果敢に進めること」、「ゼロベースの視点から事業全般を検証し、抜本的な対策を講じることも含め、時機を逸することなく必要な見直し・再構築を図るなど、施策の新陳代謝を促進し、都の自己改革力を一層高めること」を基本方針としている。

2 羽村市の状況

我が国経済の基調判断は、「景気はこのところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされており、市内でも製造業などの一部大手企業においては、業績が上向き、収益も改善されてきているところである。

しかし、中小企業においては、業種間のバラつきはあるものの、依然として厳しい経営環境にあるところも見受けられ、景気回復を実感できるまでには至っていない状況である。

歳入の根幹である市税収入については、平成 26 年度において一部大手企業の収益が大きく伸びたことから、市民税法人分の決算見込額は 6 年ぶりに 10 億円を超える見込みであるが、平成 27 年度は法人税割分の一部国税化（地方交付税原資化）に加え、法人実効税率の引き下げなどの税制改正による影響が見込まれることから、今後の見通しが難しい状況にある。

また、普通交付税については、平成 27 年度は市民税法人税割及び地方消費税交付金の増加などにより、基準財政収入額が膨らむ見込みであることから、財源不足額が大幅に縮小する可能性が高く、交付額は今年度よりさらに減少するものと見込まれる。

一方、歳出では、少子高齢化の急速な進展などに伴い、児童福祉費や障害者福祉費などの扶助費、また、後期高齢者医療や介護保険などの社会保障施策に要する経費の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化に伴う維持補修や耐震化などに必要とする経費も増大し、これらに対応するための財源の確保が大きな課題となっている。

こうした状況の中、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、市政の重要課題に果敢にチャレンジし、市民福祉の向上を図っていくためには、行財政改革の取組を一層推進し、更なる財源の確保を図るなど、財政基盤の強化を図る必要がある。

3 新年度予算編成への姿勢

平成 27 年度は、「第五次長期総合計画」の前期 5 カ年計画の 4 年目にあたり、仕上げ段階に至る極めて重要な年であるとともに、平成 29 年度を初年度とする後期基本計画の策定に向けた準備を進めていく年でもある。

このことから、これまでの成果を厳しく評価したうえで、後期基本計画の策定を視野に入れつつ、計画の目標達成に向け着実な取組を行っていく必要がある。

特に、計画に掲げた事業については、進捗状況を改めて確認し、確実な成果へとつながるよう、積極的に推進していくこととする。

そのためには、施策の展開を支える強固な財政基盤を中長期的に堅持していく必要があることから、全職員が一丸となり、行財政改革を一層推進していくこととする。

予算編成にあたっては、次の三点を基本として編成すること。

1. 第五次長期総合計画実施計画事業と 6 つの重要施策の積極的な予算化

「第五次長期総合計画前期基本計画」の目標達成に向け、実施計画事業については、これまでの取組を検証しつつ、一つひとつの事業を効率的で実効性の高いものへと一層磨き上げたうえで予算化に努めること。

特に、前年度の予算編成方針に掲げた「市民生活の安全と安心」、「都市基盤整備」、「産業の活性化」、「市民活動の活性化」、「生涯学習の推進」、「地球温暖化対策」の 6 つの重要施策については、個々の計画に則り、引き続き知恵を絞り、積極的に取り組むこと。

2. 地方創生に向けた施策の強化

人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対しては、「人口減少対策」及び「地域活性化」などの「地方創生」に向けた施策に取り組んでいく必要があることから、子育てしやすい環境の整備をはじめ、企業等が活動しやすい良好な環境の整備などについて、これまでの取組を更に発展させながら、積極果敢に進めること。

3. 国・都の施策に対する的確な対応

「社会保障と税の一体改革」に伴う税制改正や地方財政対策をはじめとした国の施策の見直しの影響等については、迅速・確実に把握し、的確に対応するとともに、東京都の補助金等についても国の影響が考えられるので、その動向に十分注意すること。

また、平成27年10月1日に予定されている消費税率の引き上げについては、経済状況等を総合的に勘案して年末までに判断を行うこととされているが、消費税率の引き上げが決定した場合は、更なる支出増の要因となることから、全ての施策を厳しく検証し、経常的経費の縮減と抑制に努めること。

以上、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、自律的な行財政運営に取り組んでいくこととする。

4 予算編成の具体的な取組

(1) 全般的事項

- ① 真に必要なニーズに確実に対応できるよう、全ての事務事業を厳しく検証し、その効率性や実効性を高めるとともに、必要性・緊急性・有効性の視点から、限られた財源をより効果の高い施策に重点配分すること。
- ② 新規事業・レベルアップ事業については、関連する事業を徹底して見直し、「スクラップ・アンド・ビルド」により財源を捻出するとともに、後年度負担を明らかにし、可能な限り終期を設定すること。
また、既存事業も含め、全ての事務事業について、改めて必要性と有効性を検証するとともに、最少の経費で最大の効果が上がるよう創意工夫を凝らし、予算へ反映させること。
- ③ 経常収支比率の改善に向けて、特定財源等の獲得と経常的経費の縮減に取り組むこと。
このため、所管する事務事業については、義務的経費（人件費、扶助費）も含め、ゼロベースで改めて根本から見直し、より一層の創意工夫を凝らしてコストの縮減を図り、予算へ反映させること。
その際には、過去の決算や執行状況、また、今年度の事業の進捗状況等について徹底して分析・検証を行うものとする。

(2) 歳入

- ① 市税収入については、社会経済情勢や税制改正の動向等を的確に把握し、見積もること。
また、市税等滞納整理特別対策や差押え、インターネット公売等をより強化し、滞納額の圧縮と収納率の一層の向上に努め、更なる歳入の確保を図ること。
- ② 国・都支出金については、国・都の予算編成の動向を十分注視し、補助対象となるものは漏れなく補助要望を行うこと。
特に、国・都の制度改正に伴う補助・負担金の廃止、削減がある場合は、対象事業そのものの見直しを行い、安易に一般財源への転嫁は行わないこと。
- ③ 「行財政改革基本計画」に基づく新たな歳入の確保については、積極的に取組むこと。
- ④ 使用料、手数料については、それぞれの行政サービスの正確なコストの把握に努め、適正な受益者負担のあり方などを検討するとともに、経営的な視点から、費用対効果や効率性について検証すること。
また、公共施設については、施設の稼働率を高めるための工夫を行い、使用料の増収に繋げること。
- ⑤ 予算総計主義に基づき、財源を的確に把握し、更なる歳入の確保を図ること。

(3) 歳出

- ① 施策全般についてゼロベースの視点から検証を行い、徹底的に無駄を排除し、経常的経費の縮減に努めること。
また、義務的経費についても、決算や執行状況等の分析・検証を踏まえたうえで、所要額を算定すること。
なお、各部各課の所管する経常的・定型的な事業は自ら分析・検証し、自主的な見直しを行ったうえで、予算計上すること。
- ② 事業の選択・実施にあたっては、市民の目線に立ってサービスの向上を図ることを基本としつつ、行政と民間の役割分担の見直し、市民との協働、民間活力の活用など、より効果的・効率的な実施方法についても積極的に検討すること。
また、複数の部課に関連する事業については、効率かつ効果的に実施できるよう、関係部課の連携を図ったうえで予算計上すること。
- ③ 施設、道路、公園等の改修については、「公共建築物維持保全計画」、「道路維持保全計画」、「公園等施設維持保全計画」に基づき、それぞれの手法やコストなどを改めて十分精査したうえで、所要額を計上すること。

- ④ 負担金、補助及び交付金については、時代の変化を踏まえた必要性の検証、市民や民間との役割分担、費用対効果、近隣市との比較、補助率の適正化などの観点から、全般にわたり厳しく精査・検証を行うこと。

特に、補助金については、必要性や有効性を検証したうえで、真に必要なものについて予算計上すること。

また、社会情勢の変化等により所期の目的を達成しているもの、実績や事業効果の低いもの等については、積極的に見直しを行うこと。

市が補助等を行う財政支援団体等については、「予算編成方針」の趣旨について理解を求めるとともに、運営状況について、その実態を把握し、自主的・自立的な運営に向けた取組などについて、適切な指導監督を行うこと。

- ⑤ 一部事務組合の負担金については、それぞれの組合において経常的経費の縮減に努めていただくよう、理解を求めていくこと。

5 特別会計等

特別会計、公営企業会計にあっても、国の制度の見直し等について、その動向や影響に注視すること。

また、所管事業の経営状況を的確に把握し、事務事業を厳しく見直したうえで、一般会計と同一の基調に立って予算の見積りを行うこと。

なお、一般会計からの繰出金については、基準内・基準外の負担を明確にするとともに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にあっては、市税と同様に収納率の向上に努め、納税担当と連携し、歳入の増収を図ること。

6 その他

見積書の調整にあたっては、別途指示事項によること。